

新見市耐震改修促進計画における別途定める事項

平成30年6月
建設部都市整備課

新見市耐震改修促進計画 第3章 6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項において次の事項を別途定めます。

1 市が耐震診断の義務付け等を行う緊急輸送道路

(1) 耐震診断義務付け道路〔耐震改修促進法第6条第3項第1号〕

① 義務付け道路の指定方針

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）で定められた第1次緊急輸送道路のうち、災害時の拠点を連絡する広域幹線道路であり、かつ、第1次防災拠点（市役所庁舎）を連絡する道路を指定します。

市では、県と連携し、耐震改修促進法第6条第3項第1号の規定に基づいて耐震診断を義務付ける路線を下記のように定めます。

② 義務付け道路の指定

指定した道路を以下の表1及び別図1に示します。

表1 市が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

○道路の指定：平成30年(2018年)6月

○耐震診断結果の報告期限：平成35年(2023年)3月31日

路線名	区間
国道180号	新見IC口交差点 ～ 新見市役所前交差点

(2) その他の緊急輸送道路（耐震化努力義務道路）〔耐震改修促進法第6条第3項第2号〕

ネットワーク計画における第1次～第3次緊急輸送道路の全て（耐震診断の義務付けを行う緊急輸送道路を除く。）を耐震化努力義務道路として指定します。

参考：岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画

岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会により、平成7年の「阪神・淡路大震災」を教訓に、地震等の災害直後から発生する救急活動や緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため策定されたもの。